

名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業補助金交付要綱

（通則）

第 1 条 名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

（目的）

第 2 条 この要綱は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「技能実習法施行規則」という。）第 1 条第 7 号に規定する入国後の講習（以下「入国後講習」という。）

費用を対象に補助金を交付することで当該受入事業所の負担軽減を図ることを目的とする。

（対象事業所）

第 3 条 この要綱に基づく補助対象事業所は、技能実習法施行規則別表第二 七その他（十六職種二十八作業）に掲げる介護職種である技能実習生と雇用契約を締結した老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）関係の事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）関係の事業所及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）関係の事業所とする。

2 入国後講習の費用を負担した場合に補助対象とする。

（対象事業）

第 4 条 市長は対象事業所が実施する事業のうち、技能実習生が受講する入国後講習の費用を対象（以下「対象事業」という。）に予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、第 8 条に定める交付決定を受けた日から当該年度の 3 月 31 日までの間に実施した対象事業に限る。

（対象経費）

第 5 条 補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）は技能実習生の受入において当該受入事業所が負担する入国後講習の費用うち、次に掲げる費用をいう。

- (1) 講習費
- (2) 宿泊費
- (3) 光熱水費
- (4) 健康診断費
- (5) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助金の対象経費としないものとする。

- (1) 他の制度による補助を受けている経費
- (2) 交付目的に照らし、適当と認められない経費
- (3) 対象年度以外の経費

(補助金額)

第 6 条 補助金の交付額（以下「補助金額」という。）は、第 5 条に規定する対象経費に係る実支出額に

4 分の 3 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、その額は入国後講習を受講した技能実習生ごとに 12 万円を上限とする。ただし、対象事業所ごとに人数の上限はないものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付申請をしようとする者は対象事業開始前に対象事業所ごとに名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）を作成し、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 介護職種に係る技能実習計画認定申請に係る書類の「技能実習計画」の写し
- (2) 介護職種に係る技能実習計画認定申請に係る書類の「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」の写し
- (3) 介護職種に係る技能実習計画認定申請に係る書類の「入国後講習実施予定表」の写し
- (4) 技能実習計画 認定通知書
- (5) 入国後講習の費用が分かる書類
- (6) 入国後講習を受講する研修施設の書類（パンフレット等）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は前条の規定による補助金の申請を受理したときは、その内容を審査のうえで、補助金の交付決定の可否を決定し、その旨を名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更および中止)

第 9 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業の内容を変更又は当該事業を中止しようとするときは、変更（中止）事由が発生した日から起算して 14 日以内に名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業補助金交付変更（中止）申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。なお、変更の場合には次に掲げる書類を対象事業の開始前までに提出することとする。

- (1) 事業の変更内容及び当該経費の分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助事業の変更又は中止の申請があったときは、市長は補助金の交付決定の変更の決定又は取消しの決定を行い、その旨を名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業助成金交付決定額変更通知書（第 4 号様式）又は名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業助成金交付決定取消通知書（第 5 号様式）により申請者へ通知する。

(申請の取下げ)

第 10 条 規則第 8 条第 1 項の規定による申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた申請者がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 規則第 8 条第 1 項に規定する期日は、補助金の交付決定を受けた申請者が第 8 条の規定による通知を受けた日から 14 日経過した日とする。

（事業実績報告）

第 11 条 補助金の交付決定を受けた申請者は、対象事業が全て完了した日から起算して、20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに名古屋市外国人技能実習生（介護職種）受入支援事業補助金実績報告書（第 6 号様式）を作成し、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1） 入国後講習費の支払いが確認できる書類
- （2） 入国後講習の修了が確認できる書類
- （3） 技能実習生の在留ビザの写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第 12 条 市長は前条の規定により事業実績報告を受けたときは、その内容を審査した上で補助金額を確定し、申請者に補助金を交付する。

2 市長は前項の審査において実際に要した対象経費が交付決定額を下回ることが確認された場合には、補助金額を減額するものとする。この場合においては、変更後の金額を申請者へ通知する。

（補助金の流用禁止）

第 13 条 申請者はこの要綱により交付される補助金を対象事業の実施に要した費用に充てるものとし、それ以外の目的に流用してはならない。

（交付決定の取消等）

第 14 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 交付決定の変更又は中止についての申請をしなければならない場合にこれを怠ったとき。
- （3） 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- （4） 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

（書類の整備）

第 15 条 事業所は事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を整理し、これらの事業完了の日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管すること。

附則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。